

經濟產業省



＜経済産業省＞

表 15－1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

|             |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本計画の名称     | 経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定）<br>平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日改正 平成19年8月31日改正<br>平成19年9月26日改正 |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 基本計画の主な規定内容 | ① 計画期間                                                                                            | ○ 平成18年度から22年度までの5年間                                                                                                                                                                                                               |
|             | ② 事前評価の対象等                                                                                        | ○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象。<br>○ 施策の主管課の長は、企画・立案をしようとする施策について、達成すべきアウトカム目標（予測される効果）及び目標達成度を計測する指標、施策あるいは含まれる事業のコスト等を明らかにする。<br>○ 規制法令の主管課の長は、当該法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする。        |
|             | ③ 事後評価の対象等                                                                                        | ○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象とし、具体的な対象は、毎年度、実施計画において明らかにする。<br>○ 事前評価を実施した施策の主管課の長は、施策が、想定した範囲のコストで、十分に所期の効果を生んでいるか否かを判定するとともに、その後の運用や制度設計へ反映すべき知見を得るため、原則として、3年から5年の間に一度事後評価を行う。<br>○ 規制法令の主管課の長は、規制の目的に照らして、その達成状況などを評価する実績評価を行う。 |
|             | ④ 政策評価の結果の政策への反映                                                                                  | ○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。                                                                                                                                                                               |
|             | ⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備                                                                            | ○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。また、経済産業局にも同様の窓口を置く。                                                                                                                                                                            |
| 実施計画の名称     | 平成21年度経済産業省事後評価実施計画（平成21年3月31日策定）                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 実施計画の主な規定内容 | ① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式                                 | ○ 事後評価の対象：9施策及びその他、施策の進捗状況等から評価が必要と判断されたもの。<br>○ 事後評価の方法：評価対象となる施策を主管する課等の長は、当該施策の特性などに応じて学識経験者の知見を活用しつつ、評価を行う。                                                                                                                    |
|             | ② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）                                                                   | 該当する政策なし                                                                                                                                                                                                                           |
|             | ③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）                                                                      | 該当する政策なし                                                                                                                                                                                                                           |

表 15-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象としようとした政策の区分 |                                | 評価実施件数                                                                                                                       | 政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数                    |           |
|---------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------|
| 事前評価                |                                | 事前評価：68 件<br>(新規施策)<br>〈21 年 8 月公表：34 件〉<br>〔表 15-3-ア〕<br>〈21 年 12 月公表：34 件〉<br>〔表 15-3-イ〕                                   | 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした             | 34        |
|                     |                                |                                                                                                                              | 概算要求に反映                                   | 34        |
|                     |                                |                                                                                                                              | 機構・定員要求に反映                                | 21        |
|                     |                                |                                                                                                                              | 機構要求に反映                                   | 4         |
| 事後評価                | 実施計画期間内の評価対象政策<br>(法第7条第2項第1号) | 実績評価方式：9 件<br>〔表 15-3-エ〕<br>≪実績評価方式：10 件≫<br>〔表 15-3-オ〕                                                                      | 評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした                | 7         |
|                     |                                |                                                                                                                              | 事前評価：7 件（5 政策）<br>(規制) 〔表 15-3-ウ〕         | 7         |
|                     |                                |                                                                                                                              | 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） | 9<br>≪10≫ |
|                     |                                |                                                                                                                              | 【改善・見直し】                                  |           |
|                     |                                |                                                                                                                              | 概算要求に反映                                   | 1<br>≪10≫ |
|                     |                                |                                                                                                                              | 機構・定員要求に反映                                | 1<br>≪4≫  |
|                     |                                |                                                                                                                              | 機構要求に反映                                   | 1<br>≪1≫  |
|                     |                                |                                                                                                                              | 定員要求に反映                                   | 1<br>≪4≫  |
|                     |                                |                                                                                                                              | 政策の重点化等                                   | 1<br>≪10≫ |
|                     |                                |                                                                                                                              | 政策の一部の廃止・休止・中止                            | 0<br>≪0≫  |
|                     |                                | 事業評価方式：11 件<br>(公共事業)<br>〈21 年 8 月公表：5 件〉<br>〔表 15-3-カ〕<br>〈21 年 12 月公表：5 件〉<br>〔表 15-3-キ〕<br>〈22 年 3 月公表：1 件〉<br>〔表 15-3-ク〕 | ① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた                | 5         |
|                     |                                |                                                                                                                              | 【引き続き推進】                                  |           |
|                     |                                |                                                                                                                              | ② 評価結果を踏まえ、当該施策を中止した                      | 1         |
|                     |                                |                                                                                                                              | 【廃止・休止・中止】                                |           |
|                     | 未着手<br>(法第7条第2項第2号イ)           | 該当する政策なし                                                                                                                     | —                                         | —         |
|                     | 未了<br>(法第7条第2項第2号ロ)            | 該当する政策なし                                                                                                                     | —                                         | —         |
|                     | その他の政策<br>(法第7条第2項第3号)         | 該当する政策なし                                                                                                                     | —                                         | —         |

- (注) 1 新規施策に係る「事前評価：68 件」については、「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定、以下「22 年度予算編成方針」という。）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果（21 年 12 月公表分）のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 2 公共事業に係る「事業評価方式：11 件」については、22 年度予算編成方針を踏まえ行われた概算要求に伴う 21 年 12 月公表の評価結果と、22 年 3 月公表の評価結果が政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 3 ≪ ≫ は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 15－3 経済産業省における評価対象政策の一覧

# 1 事前評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 22 年度予算概算要求等に当たり、以下の 34 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」として公表。

表 15－3－ア 新規施策等を対象として事前評価した政策〈21 年 8 月公表〉

| No. | 評 価 対 象 政 策           |
|-----|-----------------------|
| 1   | 産業人材                  |
| 2   | 技術革新の促進・環境整備          |
| 3   | 知的財産の適切な保護            |
| 4   | 工業標準・知的基盤の整備          |
| 5   | 経営イノベーション・事業化促進       |
| 6   | I T の利活用の促進           |
| 7   | 流通・物流基盤整備             |
| 8   | 情報セキュリティ対策の推進         |
| 9   | 消費者行政（製品・取引）の推進       |
| 10  | 経済産業統計の整備             |
| 11  | 通商政策                  |
| 12  | 貿易投資促進                |
| 13  | 経済協力の推進               |
| 14  | 貿易管理                  |
| 15  | ものづくり産業振興             |
| 16  | 情報産業強化                |
| 17  | サービス産業強化              |
| 18  | コンテンツ産業強化             |
| 19  | 化学物質管理                |
| 20  | 中小企業事業環境の整備           |
| 21  | 経営革新・創業促進             |
| 22  | 経営安定・取引の適正化           |
| 23  | まちづくりの推進              |
| 24  | 地域経済の活性化の推進           |
| 25  | 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保     |
| 26  | エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用 |
| 27  | 省エネルギーの推進             |
| 28  | 原子力の推進・電力基盤の高度化       |
| 29  | 鉱物資源の安定供給確保           |
| 30  | 温暖化対策                 |
| 31  | 資源循環推進                |
| 32  | 環境経営・競争力の強化           |
| 33  | 原子力安全                 |
| 34  | 産業保安                  |

(注) 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表15－4－①参照。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく平成 22 年度概算要求に当たり、以下の 34 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を 21 年 12 月 4 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」とし

て公表。

表 15－３－イ 新規施策等を対象として事前評価した政策（21 年 12 月公表）

| No. | 評 価 対 象 政 策           |
|-----|-----------------------|
| 1   | 産業人材                  |
| 2   | 技術革新の促進・環境整備          |
| 3   | 知的財産の適切な保護            |
| 4   | 工業標準・知的基盤の整備          |
| 5   | 経営イノベーション・事業化促進       |
| 6   | I Tの利活用の促進            |
| 7   | 流通・物流基盤整備             |
| 8   | 情報セキュリティ対策の推進         |
| 9   | 消費者行政（製品・取引）の推進       |
| 10  | 経済産業統計の整備             |
| 11  | 通商政策                  |
| 12  | 貿易投資促進                |
| 13  | 経済協力の推進               |
| 14  | 貿易管理                  |
| 15  | ものづくり産業振興             |
| 16  | 情報産業強化                |
| 17  | サービス産業強化              |
| 18  | コンテンツ産業強化             |
| 19  | 化学物質管理                |
| 20  | 中小企業事業環境の整備           |
| 21  | 経営革新・創業促進             |
| 22  | 経営安定・取引の適正化           |
| 23  | まちづくりの推進              |
| 24  | 地域経済の活性化の推進           |
| 25  | 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保     |
| 26  | エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用 |
| 27  | 省エネルギーの推進             |
| 28  | 原子力の推進・電力基盤の高度化       |
| 29  | 鉱物資源の安定供給確保           |
| 30  | 温暖化対策                 |
| 31  | 資源循環推進                |
| 32  | 環境経営・競争力の強化           |
| 33  | 原子力安全                 |
| 34  | 産業保安                  |

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表15－4－②参照。

（2）規制の新設又は改廃に係る 5 政策において 7 件の評価を行い、その結果を平成 21 年 5 月 26 日、6 月 16 日、8 月 14 日、8 月 31 日及び 11 月 11 日に「事前評価書」として公表。

表 15－３－ウ 規制を対象として事前評価した政策

| No. | 評 価 対 象 政 策                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------|
| 1   | 国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制                                      |
| 2   | 事故事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正（3 件）                              |
| 3   | 非化石エネルギー源の利用又は化石エネルギー原料の有効な利用の目標を達成するための計画の提出義務が課せられる事業者の範囲を定める規制 |
| 4   | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質等に係る所要の措置                          |
| 5   | 国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制                                      |

（注）1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

- ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表15-4-③参照。
- 2 表中の( )は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

## 2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、9の施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成21年6月30日、22年3月10日、3月15日、3月16日、3月19日、3月24日、3月25日及び3月26日に「平成21年度事後評価書」として公表。

表15-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策                | 評価結果の反映状況 |
|-----|-----------------------|-----------|
| 1   | 産業人材                  | 改善・見直し    |
| 2   | 工業標準・知的基盤の整備          | 改善・見直し    |
| 3   | 通商政策（重点目標に対する実績評価を含む） | 改善・見直し    |
| 4   | 経済協力の推進               | 改善・見直し    |
| 5   | サービス産業強化              | 改善・見直し    |
| 6   | コンテンツ産業強化             | 改善・見直し    |
| 7   | 経営革新・創業促進             | 改善・見直し    |
| 8   | まちづくりの推進              | 改善・見直し    |
| 9   | 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保     | 改善・見直し    |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表15-4-④参照。

- (2) 以下の10施策は、「平成20年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成20年度に事後評価書として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表15-3-オ 実績評価方式により平成20年度に事後評価した政策

| No. | 評価対象政策      | 評価結果の反映状況 |
|-----|-------------|-----------|
| 1   | 知的財産の適切な保護  | 改善・見直し    |
| 2   | 流通・物流基盤整備   | 改善・見直し    |
| 3   | 貿易投資促進      | 改善・見直し    |
| 4   | 貿易管理        | 改善・見直し    |
| 5   | ものづくり産業振興   | 改善・見直し    |
| 6   | 化学物質管理      | 改善・見直し    |
| 7   | 中小企業事業環境の整備 | 改善・見直し    |
| 8   | 鉱物資源の安定供給確保 | 改善・見直し    |
| 9   | 資源循環推進      | 改善・見直し    |
| 10  | 産業保安        | 改善・見直し    |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表15-4-⑤参照。

- (3) 「平成 21 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業 5 事業について事後評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 25 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15－3－カ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21 年 8 月公表〉

| No. | 評 価 対 象 政 策   | 評価結果の反映状況 |
|-----|---------------|-----------|
| 1   | 工業用水道事業（5 事業） | —         |

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 15－4－⑥参照。  
 2 「評価結果の反映状況」欄の「—」については、表 15－2 の（注）2 を参照。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく平成 22 年度予算概算要求に当たり、工業用水道事業 5 事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 12 月 2 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15－3－キ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21 年 12 月公表〉

| No. | 評 価 対 象 政 策   | 評価結果の反映状況 |
|-----|---------------|-----------|
| 1   | 工業用水道事業（5 事業） | 引き続き推進    |

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 15－4－⑦参照。

- (4) 「平成 21 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業 1 事業について事後評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 5 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15－3－ク 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈22 年 3 月公表〉

| No. | 評 価 対 象 政 策   | 評価結果の反映状況 |
|-----|---------------|-----------|
| 1   | 工業用水道事業（1 事業） | 廃止・休止・中止  |

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 15－4－⑧参照。

## 政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、21年度における評価に係るもの

使命(ミッション):  
競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展

| 政策                   | 施策                       |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 経済産業政策            | 01 産業人材                  |
|                      | 02 技術革新の促進・環境整備          |
|                      | 03 知的財産の適切な保護            |
|                      | 04 工業標準・知的基盤の整備          |
|                      | 05 経営イノベーション・事業化促進       |
|                      | 06 ITの利活用の促進             |
|                      | 07 流通・物流基盤整備             |
|                      | 08 情報セキュリティ対策の推進         |
|                      | 09 消費者行政(製品・取引)の推進       |
|                      | 10 経済産業統計の整備             |
| 2. 対外経済政策            | 11 通商政策                  |
|                      | 12 貿易投資促進                |
|                      | 13 経済協力の推進               |
|                      | 14 貿易管理                  |
| 3. ものづくり・情報・サービス産業政策 | 15 ものづくり産業振興             |
|                      | 16 情報産業強化                |
|                      | 17 サービス産業強化              |
|                      | 18 コンテンツ産業強化             |
|                      | 19 化学物質管理                |
| 4. 中小企業・地域経済産業政策     | 20 中小企業事業環境の整備           |
|                      | 21 経営革新・創業促進             |
|                      | 22 経営安定・取引の適正化           |
|                      | 23 まちづくりの推進              |
|                      | 24 地域経済の活性化の推進           |
| 5. エネルギー・環境政策        | 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保     |
|                      | 26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用 |
|                      | 27 省エネルギーの推進             |
|                      | 28 原子力の推進・電力基盤の高度化       |
|                      | 29 鉱物資源の安定供給確保           |
|                      | 30 温暖化対策                 |
|                      | 31 資源循環推進                |
|                      | 32 環境経営・競争力の強化           |
| 6. 原子力安全・産業保安政策      | 33 原子力安全                 |
|                      | 34 産業保安                  |

(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ

( [http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/22fy\\_yosangaku.pdf](http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/22fy_yosangaku.pdf) )参照

